構成員提出資料

· 安	部	委	員	 •	•	 •	 •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
・江		委	員	 •	•	 •	 •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
• 奥	Щ	委	員	 •	•	 •	 •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
・浜	田	委	員	 •	•	 •	 •	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	22
・藤	林	委	員	 •	•		 •	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(35
· 宜	鳥	委	昌	 •	•	 •			•	•					•	•	•									•	Ę	- 53

安 部 委 員

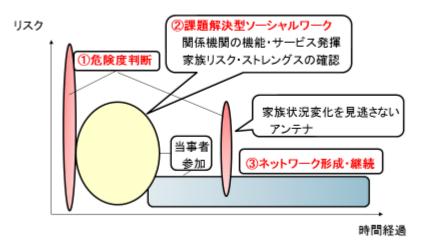
WGとりまとめ(素案)は概ね同意見である。 しかし、以下の点も検討いただきたい。

1 機能分化

子ども家庭相談(虐待対応)に必要な機能や専門性には次の3つがあると思われる。① 危険度判断,②問題解決型ソーシャルワーク,③支援ネットワーク形成・継続。

- ①危険度判断:情報入手後に早急に事例の危険度,緊急度をアセスメントし,必要な場合 には子どもの保護を行う
- ②課題解決型ソーシャルワーク:家族が抱える課題の解決に家族自身や多機関の協力を得 て取り組む
- ③ネットワーク形成・継続:リスクは高くないが継続的支援が必要な場合に、多機関の協力を得て、ネットワークでの支援を継続できる体制を作る

子ども家庭相談(虐待対応)に求められる3つの専門性



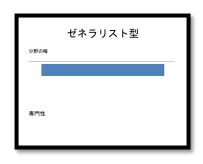
(図1)子ども家庭相談(虐待対応)に求められる専門性

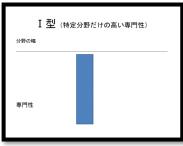
各ケースにおいて、児童相談所内及び市区町村などと、どのように機能分担するか、また日常的な対応システムを構築するかを検討することを都道府県、市町村での計画に入れる必要がある。

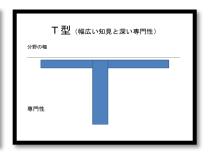
2 人材育成計画での「T型人材」養成を

行政機関である児童相談所も市区町村子ども家庭相談担当部署も、各自治体での人事方針に基づいて異動が行われる。そして一般行政職は、どの分野でも対応できるゼネラリストであることが求められる。

しかし、子ども家庭相談(虐待対応)分野では深い専門性が求められるのは本報告書(素案)でも強調されている。一方、「専門職採用は移動先が限られ、人事ローテーションが確保できない」という声もよく聴かれる。







(図2) 専門性の広さと深さによる人材のタイプ

行政や企業での人事管理において、専門性の広さと深さによる人材の分類として、上図のように3つに考えられている。すでに述べたような、①広い分野で一定の専門知識や技術を担うゼネラリスト型、②特定の狭い分野で深い専門知識や技術を持つ I型、③広い分野の一般知識や技術と同時に、特定分野についての深い知識や技術を持つ T型、である。

T型養成のための人事ローテーション

都道府県例:児童相談所→福祉事務所→児童相談所→本庁→児童相談所→

市町村例:子ども家庭相談→女性相談→子ども家庭相談→地域づくり→子ども家庭相談

以上の例のように、T型人材として子ども家庭相談(虐待対応)の専門性を持った人材を養成するには、児童相談所や子ども家庭相談部署を中心に、他の部署に異動した後に戻って来る人事である。その結果、他の部署で多くの知識を得ると同時に、児童相談所や子ども家庭相談部署の役割や行政内での位置付けを客観的に考えることで、幅の広い支援が可能になる。

今回のWGの議論で、人材育成の長期計画作りの必要性は、児童相談所だけでなく、市 区町村や児童福祉施設、里親など、すべての分野で必要であると強く感じた。各都道府県 が現在準備中の社会的養育整備計画の中にきちんと位置付けることを期待する。

なお、このT型人材が必要な部署は児童相談所や子ども家庭相談部署だけではなく、戸 籍や税務など、いくつかの分野にも存在すると思われる。

江 口 委 員

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ 提出資料(平成30年12月7日)

提出意見

大阪府中央子ども家庭センター 江 ロ 晋

○ 弁護士配置について

大阪府では、平成12年度から、弁護士・医師からなる「児童虐待等危機介入援助チーム」 を設置している。

チーム制を取ることにより、児童福祉に造詣の深い弁護士の層が広がり、スキルが蓄積されるとともに、後進の育成にもつながるなど**持続可能なシステム**となっている。

また、固定の弁護士(基本、各児童相談所毎に数名の担当弁護士が配置されている)だけでなく、様々な専門分野(外国籍の児童の権利擁護、少年事件、医療関係事件など)に詳しい弁護士に、ケースの内容に合わせて相談することも可能な体制となっている。現在チームには90名近くの弁護士が登録されており、実績としてここ数年は、法的相談1,000~1,500件を弁護士に相談している。相談は、児童福祉司と共同した保護者面接、電話、メール、弁護士事務所に訪問しての相談に加えて、平成29年度からは、月に1~2回、危機介入援助チームの弁護士が各子ども家庭センターへの出張相談もお願いしており、日常的にリアルタイムに、かつ頻繁に法的相談が可能な体制となっている。

まずもって、<u>児童福祉の専門家としての児童福祉司等と法的対応の専門家としての弁護</u> 士が、それぞれの専門性を持ちながら協働することが重要である。

よって、弁護士配置にあたっては、地域の実情に合わせ、弁護士の常勤配置に限定するのではなく、日常的に弁護士と協働できる体制とすることが必要と考える。

○ 夜間休日体制の強化について

大阪府においては、平成 22 年度より休日対応チームを配置し、平成 27 年度からは夜間休日当直チームを設置している。<u>夜間休日の出動件数は、平成 29 年度(322 件児童数 447 人)は平成 22 年度(83 件児童数 104 人)の約 4 倍となったため、平成 30 年度より当直職員 2 名に加え、警察官 0B の児童保護支援員 1 名を配置し、計 3 名体制により対応している。なお、加えて SV 判断対応職員も輪番で 1 名スタンバイしている。</u>

近年、警察からの身柄付き要保護児童通告件数の増加に伴い、夜間休日の出動件数も増加 し、恒常的に1日3~5件を対応している現状である。加えて、高年齢児童の一時保護が激 増している状況もあり、対応チームのさらなる強化が望まれるところ。

そのため、地域の実情に応じた<u>夜間休日対応体制強化に向けての職員配置をお願いした</u>い。

*参考: 所内一時保護(委託一時保護除く) 16 歳以上: 平成 25 年度 70 人➡平成 29 年度 188 人

〇 情報共有基盤の整備について

児童福祉司のさらなる増員等、今後、経験年数の短い児童福祉司の増加が予定されている中、スーパーバイズを的確に進めるためには、現場での児童相談業務の経験を有した者の知識や判断が大変重要となるが、的確なスーパーバイズができる知識や経験が豊富な児童福祉司となるためには、本来十数年の歳月を要すると考える。

また、児童相談所が多数の事例について、通告受理後必要な情報を収集し、アセスメントし対応した状況と、対応後の結果についてデータ集積することにより、虐待対応の妥当性の分析が可能となる。

そのため、今後はAI等を活用したアセスメントについて検討を進める必要があると考える。通告受理から対応に至るまで、プロセス毎の全ての段階をデータ化できるよう、国においてデータ化のための基準やAI活用のための方向性を検討いただきたい。

なお、最終の児童相談所としての判断はこれまでどおり児童福祉司等が中心になって、 収集した事実やアセスメントに基づき、組織的に行うものであり、AI 等はあくまでもアセ スメントの際の補助機能として活用するものである。

なお、国において、児童相談所業務の効率化を図るため、全国の児童相談所のデータ化等の状況を把握しAI等 ICT 活用を推進する方策について検討を進めていただきたい。

奥山委員

はじめに

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書(平成 28 年 3 月。以下「平成 28 年報告書」という。)に基づき、2016 年 5 月に児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。)が全会一致で成立した。

同法においては、子どもが権利の主体であることや子どもの家庭養育優先原則など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防という観点から、子育て世代包括支援センターの全国展開、児童虐待発生時の迅速・的確な対応や在宅支援の充実強化に向けた市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備や要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置、児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等、特別区における児童相談所の設置可能化、被虐待児童への自立支援のため、里親委託の推進や自立援助ホームの対象拡大等が講じられた。

こうした改正が行われる一方、平成28年報告書において提言された項目のうち、児童相談所の強化のための機能分化として、「虐待関連通告・相談電話(189)窓口の一元化」及び「調査・保護・アセスメント・措置機能の強化」、職員の専門性の向上として、「子どもの家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方」などに関する事項の一部は、その在り方に関する詳細な検討が必要と考えられたため、平成28年改正法には盛り込まれておらず、改正法附則において検討事項とされた。

※ 平成28年改正法附則第2条第3項 「政府は、法律の施行(2017年4月)後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

また、2017 年8月には、「新しい社会的養育ビジョン」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会)において、子どもの権利保障のための児童相談所の在り方として、<u>平成28年報告書と同様に、</u>児童相談所の機能分化、支援の必要な子どもの把握及び通告窓口、人材育成、専門性の向上、資格化の可能性等について提言されているが、その方法に関する詳細な検討がなされないままであった。

加えて、本年3月に5歳の女児が児童虐待により死亡する事例があったこと等を受け、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって対策に取り組むべく、本年7月20日には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)がとりまとめられた。また、本年10月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会。以下「平成30年10月死亡事例検証報告」という。)において、本事例の検証が行われ、緊急総合対策の本事例を踏まえた効果的な実施等の国への提言がとりまとめられた。

今般、平成28年改正法附則第2条第3項に基づく検討事項を検討するため、社会保障

審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループが設置され、2018年9月から12月まで〇回にわたり議論を重ねてきた。

本ワーキンググループでは、<u>平成28年報告書、新しい社会的養育ビジョン、緊急総合対策、平成30年10月死亡事例検証報告これまでの検討の</u>内容等も踏まえ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条に規定する全ての子どもが、その健やかな成長、発達、自立等を保障される権利を有するという考え方を前提として、こうした子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、現状の問題点、それを解決する方策を中心に、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について整理した。

今後、制度的な対応など必要な事項については、国において、<u>法的措置および</u>財政的な措置もを含め、適切に対応されるべきである。

また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。 併せて、子ども家庭相談支援体制の整備に向けては、児童相談所や市町村等の地方自治体はもとより、関係機関なども含めた地域全体での取組が必要不可欠である。

国・自治体・関係機関が、それぞれの役割を着実に果たすとともに、あらゆる地域資源が一丸となって取り組むことが求められるものであり、全ての地域で全ての子どもや家庭が育まれるという視点で取組が進むことを願ってやまない。

1 児童相談所の業務の在り方

(現状・課題)

これまで、児童相談所では、保護者と子どもを分離し、保護するという介入的な機能 (以下「介入機能」という。)から、家族再統合に向けて保護者や子どもに寄り添いながら、支援していくという機能(以下「支援機能」という。)までの全ての機能を担ってきた。

こうした機能については、児童相談所内での部署分け等による機能分化を行ってきており、「初期対応」と「支援」の機能を分けて対応している児童相談所は約35%¹であり、管轄児童人口や虐待相談対応件数が多い児童相談所において機能分化の体制が採用される傾向がある。

また、市町村においては2004年の児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第150号。以下「平成16年改正法」という。)に子どもと家庭に関する各種の相談を受けることとされ、平成28年改正法により、妊娠期からの切れ目ない相談体制を整備するため、子育て世代包括支援センターの全国展開や、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進などの市町村における相談体制の整備も進められてきており、児童相談所と

¹ 「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメント機能の分化に関する実態把握のための調査研究」(平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

[「]初期対応」は「主に「受付・受理」から「援助方針の決定」までの業務のすべてもしくは一部を担うもの」、「支援」は「主に「援助の実行」以降を担うもの」として調査を実施。

市町村をあわせた地域の相談支援体制の充実を図ってきている。

平成28年報告書において、

- ・虐待通告数が増大している現状において、対応の限界にきており、児童相談所の機能 強化が必要であること
- ・保護機能(調査・保護・アセスメント機能)と支援マネージメント機能を同一機関が 担うことによって、保護者との関係を考慮するあまり必要な保護が躊躇されていると いう指摘があること
- ・親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないという指摘があること

等から、児童相談所の調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメント機能を分化 させること (機関分化もしくは部署の分化) が提言されている。

また、行政サービスにおける自治体のサービス水準を標準化するという観点から、自治体が行う子ども家庭相談支援が全国どこの自治体においても高い水準を保つため、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要との指摘がされている。

新しい社会的養育ビジョンでも機能分化に関しては、上記の提言が踏襲されて おり、更に、第三者評価に関しては、児童相談所を含めた全ての児童福祉機関の評価を 行う機構の創設が求められている。

加えて、児童相談所における専門的な体制の強化という観点については、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・関係機関や医療機関からの情報提供に対して的確に判断できるよう、児童相談所職員 のアセスメント力を補強する、児童相談所の医師や弁護士の専門職の常勤配置をこれ まで以上に促進することなどによる日常的に相談できる体制を全国的に整備
- ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの 検討

という指摘がされている。

(主な議論)

本ワーキンググループにおいては、これまでの指摘、特に、介入機能について十分対応できていない児童相談所があるという指摘も踏まえ、支援ができなくなることを危惧するために介入を躊躇することをなくすためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

児童相談所における機能をどのように考えるかという点については、

- ・児童相談所を行政機関の一部ではなく、専門機関として整備すべき
- ・国際的な歴史をみても相談(Guidance)機能と保護(Child Protection)機能を同じ 機関で行う形になっていない。日本はそれを一つの機関で行っていることで無理が生 じている。
- ・介入機能と支援機能は並行して行う必要があることから、同じ組織内での意思決定と

いう枠組みは維持しつつ、初期対応について迅速な対応やアセスメントの客観性の担保 のため、児童相談所内での機能分担を進めることで対応することが必要

・こうした機能を適切に行うためのビジョンを都道府県ごとに持って取り組んでいく ことが必要、その際の機能分担の方法は人口規模や児童虐待の対応件数等に応じて各 地域に合った方策としていることが必要であり、各都道府県でこうした方策の検討が 進むよう、国は色々なモデルを示すことが必要

との意見があった。

また、児童相談所の機能強化を図るという観点から、

- ・介入機能を適切に行うためには、ケースの深刻さ等について的確に把握するための 体制を整えることが重要
- ・児童相談所の質の標準化を図るため、質を評価するための第三者評価の枠組みを構築し、評価機構を創設することが必要
- ・第三者評価による児童相談所の質の評価に当たっては、各地域の実情も踏まえた評価の枠組みが必要
- ・支援機能は主として市町村が担うこととするとともに、併せて民間委託を進めることにより、児童相談所は主として介入機能を中心とした機関としていくことが必要
- ・児童相談所に業務が集中している状況を改善するためにも、可能な業務は民間委託 を進めることが必要

などの意見があった。

このほか、増大する通告へ対応するためにも、児童相談所の数を増加させることの必要性、特に、中核市・特別区における児童相談所の設置の義務化について検討すべきとの意見もあった。

また、措置をした子どもの自立支援について、市町村も含めて取組を推進すべきと の意見もあった。

(目指すべき方向性)

児童相談所において、児童虐待の相談対応件数の増加に伴い、通告に対応した初期対応を迅速かつ的確に行い、必要に応じて介入機能も含めた対応ができる体制が必要とされてきている。これに対応するため、初期アセスメント、見立てを適切に行い、必要に応じて躊躇なく介入することができる体制整備が求められる。

児童相談所の主たる機能を保護機能と措置後の支援マネージメント機能とし、それ 以外の相談・支援機能は児童相談所の機能ではなく、市区町村の機能とすべきである。 その児童相談所の機能を適切に執行するためには、意思決定に弁護士・医師が係わる必 要があるため、常勤弁護士・常勤医師を必置とする。また、子どもがどの地域にいても 同様に権利が守られるためには、児童相談所の評価が必要である。また、保護機能もで きるだけ身近な自治体で行われるべきであり、現状で可能と考えられる中核市および特 別区は児童相談所の設置を義務付けるべきである。

国としてはそれらを実現する制度を法的に整備すべきである。

<u>このためその上で</u>、各都道府県等において、体制整備の方法を検討し、介入機能も含めた対応ができるための取組を明らかにし、体制整備を進めるとともに、行政組織内だ

けではなく、第三者の視点も踏まえた見直しが進められるような仕組みが必要である。 あわせて市町村における相談や支援機能を強化し、児童相談所と市町村や民間機関が 連携・共働しながら、地域で介入から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない 支援ができる体制整備を進めていくことが必要である。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が進められるよう、具体的には、まずは以下のような取組を進めるべきである。

併せて、児童相談所及び市町村における体制整備に関しては、緊急総合対策に基づき 人員体制の強化及び必要な財政措置等を講ずるべきである。

(対応)

- (1) 都道府県等における介入機能も含め適切な対応等がとれるようにするための体制 整備
 - ① 介入機能も含め適切な対応が可能となるような体制整備等に関する計画策定
 - ・介入機能も含め適切な対応がとれるよう、①介入保護機能と相談・支援の機能に 応じた機関の分離、小規模な場合は部署分け、②介入の際に異なるとれを専門と する職員での対応、③介入の<u>意思決定に関する弁護士および医師の関与、際の弁</u> 護士、警察官〇Bの活用、</u>④研修、人事交流等の実施などによる体制整備の方策 を各都道府県等において検討し、計画を策定する。
 - ・障害相談等の虐待対応以外の相談機能は、児童相談所以外でも担うことができる ような制度を整備する。
 - ・国においては、<u>児童相談所の機能に関しての制度的な整備を行い、こうした</u>方向性を示し、各都道府県等における検討が進むよう支援する。
 - ② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、弁護士から日常的に支援を受けられるような体制強化
 - ・児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における日常的な意思決定に弁護士に相談および医師が関与できるような体制整備を推進する。
 - ・そのため、制度としては、常勤弁護士および常勤医師を必置とする。
 - ③ 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設
 - ・児童相談所の業務について、PDCAサイクルにより業務を見直し、質を高められるよう、業務(一時保護所を含む。)について自己評価及び第三者評価を行う 仕組みの創設に関して、機構の創設を目標に、段階的に取り組む。
 - ・具体的には、既に取り組んでいる自治体の取組例も参考とし、国において、標準 的な指標等を含めたガイドライン策定等を行い、全国展開に向けて取り組む。
 - ④ 介入機能を強化するための研修等の充実
 - ・児童福祉司における義務研修(スーパーバイザー研修を含む。)において、介入 保護機能と相談・支援機能の研修を分離して行うに重点をおいた内容とするなど の充実を図るほか、国において介入機能に着目した研修を実施する。
 - ⑤ 民間委託の推進
 - ・児童相談所が行う業務のうち、外部への委託により効果的に行うことが期待され

る業務(里親養育支援、受付業務、保護者支援プログラム、安全確認業務等)の 民間団体への委託を推進する。

⑥ 中核市・特別区における児童相談所の設置

・市区町村と児童相談所の挟間で子ども家庭支援が危機状態に陥ることが多く報告されている。児童相談所も身近な自治体で行われることにより、それを防ぐことが出来るため、現状では中核市・特別区に必置とし、将来的にはできるだけ基礎自治体で子ども保護も行えるようにすべきである。——(P)—

(2) 市町村等の地域の相談支援体制の強化

- ① 市区町村の子ども家庭福祉の強化・子ども家庭総合支援拠点の設置促進
 - ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
 - ・市区町村の子ども家庭支援体制にスーパーバイザーを置く。
 - ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例 を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しや すい環境を整備する。
 - ・子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すことにより、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。

② 要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。 その専門性の強化を行うような市区町村基盤整備を行う。
- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、 児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り 方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

③ 民間を含めた地域資源の充実

・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用した在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

2 要保護児童の通告の在り方

(現状·課題)

現在、児童虐待等に関する通告は、児童相談所と市町村のいずれもが受理する体制となっている。平成 16 年改正法において、児童相談所の児童虐待相談対応件数や緊急事例の急増等、質的にも量的にも極めて厳しい状況に置かれ、十分な対応が困難となっていたこと、また一方、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、制度上、児童相談所が担うこととされている幅広い相談業務の全てに対応しきれていなかったことを踏まえ、都道府県と市町村の役割を見直し、子どもと家庭に関する各種の相談全般を一義的に市町村において受け止めることとし、市町村が通告窓口として追加されている。

児童虐待相談対応件数は、児童相談所では約13万4千件(2017年度)、市町村では

約10万7千件(2017年度)と増加し続けている。

平成28年報告書において、

- ・通告する側に緊急度の判断・通告先の選択を強いていること
- ・泣き声通告や面前DV通告など増大する虐待通告に対する児童相談所における安全 確認・調査の業務量が膨大となっていること

等から、各都道府県に1箇所、通告窓口を一元化し、緊急性の判断やその後の対応について判断し、初期対応機関を児童相談所か市町村等へ振り分ける機関の設置をするべき、その際には、市町村への通告、相談を妨げるものではないが、併せて一元化された通告を受理する機関への通告も行う等の指摘がされている。

「新しい社会的養育ビジョン」では、上記を踏襲した上で、「国は、海外での実践例なども参考にしながら、早急にモデル事業を行い、その在り方を提示し、児童相談所や市区町村以外の一元化された窓口を担う職員の研修を構築し、その事業への支援を行うべきである」としている。

(主な議論)

本ワーキンググループでは、こうした指摘も踏まえ、通告が増加する中、行われた通告に対して、確実に適切に対応するためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

通告を受ける体制については、

・専門的にスクリーニングを行う通告窓口を都道府県に1箇所設置し、その機関が市町 村、児童相談所へ振り分ける仕組みが必要

という意見があった一方、

- ・相談対応件数が極めて多い現状を踏まえ、専門性の高い人材を相当程度配置する必要 がある窓口の設置は現実的ではない
- ・保健センターや保健所、学校等に身近な通告先である市町村の役割は重要であり、通 告窓口を都道府県に1箇所に集約することは反対
- ・児童相談所と市町村で危険度に関する共通認識を持ち、情報共有しながら必要に応じて送致するなどの双方向のマネジメントを機能させることが重要

との意見があった。

このほか、

- ・受けた通告を適切にインテークできるような者を通告先に配置することが必要
- ・児童相談所に面前 D V 通告等が集中しており、その後の対応が十分できなくなっていることが課題であり、現行法でも可能である児童相談所が受けた通告の安全確認を市町村に依頼することなど、通告そのものではなくその後の対応を含めた体制として考えるべき
- ・児童相談所と市町村が市町村送致の際の参考として用いている共通リスクアセスメントツールについて妥当性や<u>使いやすさ信頼性</u>について疑問があ<u>ること、そもそもツ</u>ールを使えるだけの専門性が必要との意見があり、見直しが必要

との意見があった。

また、児童相談所への通告が増大している現状について、

- ・児童相談所へ集中している警察からの通告をトリアージすることが必要
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、通告の窓口と相談の窓口は分けるべき

との意見があった。

(目指すべき方向性)

まずは市町村、児童相談所のいずれが通告を受理した場合でも、通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要である。特に、通告が増大する中、ケースを的確に振り分け、いずれの機関が通告を受理しても必要な対応が的確にできるようにするための体制整備を、効率化の方策等も含めて進めることが必要である。とりわけ、市町村、児童相談所がそれぞれの役割が十分果たせるようにするための体制強化が必要であるとともに、ともに協働しながら対応できるようにしていくための意識作り、枠組みを継続的に構築することが重要である。

こうした取組を進め、通告から初期対応等まで、最も的確で効果的な対応をとるため に必要な体制について、検討を進めるべきである。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が図られるよう、具体的には、 まずは以下のような方策を進めるべきである。

(対応)

- (1) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり
 - (1)通告窓口の一本化が行えるような法整備
 - ・全ての児童相談所が通告窓口になるのではなく、児童相談所以外でも一元化
 - した通告窓口を持てるよう、法律を整備することが必要。
 - ②通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施
 - ・<u>一元化された窓口、</u>市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の 聞き取りが行えるよう、研修を新たに実施する。

②③ 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

- ・市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、事前に協議し、ガイドラインなどの策定に向けた取組を推進する。
- ・緊急総合対策に基づき、児童相談所に市町村支援のための児童福祉司の配置を進め、上記ガイドライン策定に向けた取組など市町村と児童相談所の間の連携体制強化を図る。
- ・国においては、上記ガイドラインのモデル案や、策定に向けた行程や活用方法等を示すとともに、児童福祉司等に対する義務研修に盛り込む。さらに、市町村支援のための児童福祉司の活動ガイドラインの策定や、当該児童福祉司向けの研修を行う。
- ③ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等
 - ・児童相談所が通告を受理した後の安全確認は市町村等の他機関に依頼すること ができることを踏まえ、児童相談所における面前DV通告に関する振り分けを行

う体制、児童相談所と市町村の間の共通のガイドライン等の策定による共通認識の醸成、児童相談所の市町村担当支援児童福祉司による連携・協働する体制づくりなどにより、児童相談所と市町村の間の初期対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

・国において、面前 D V 通告への対応に関する市町村、児童相談所におけるガイド ラインの策定、活用方法等を示す。

④ リスクアセスメントシートの見直しとその活用方法の教育

- ・<u>アセスメントツールは補助的に使われるものであり、アセスメントツールを用い</u>ることの危険性を含めて、その活用方法の限界を徹底して教育する。
- ・市町村、児童相談所が市町村送致等の際に活用することとして作成されているリスクアセスメントツールについて、<u>信頼性、妥当性を科学的に検討し、</u>市町村、児童相談所がより実践的に活用できるものに見直す<u>とともに、そのアセスメント</u>ツールの活用してのアセスメントの在り方に関する教育を徹底する。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化 (再掲)

- ・市区町村の子ども家庭支援の体制にスーパーバイザーを置く。
- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進する とともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン 等を策定する。
- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

(3) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

・市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進めるため、 システム整備に当たって必要なガイドライン等の策定を行うなど、国において必要 な支援を行う。

(4)児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外 の相談と番号を分けるよう見直す。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策 (現状・課題)

児童相談所の職員については、平成28年改正法に基づき、2017年4月より児童福祉司(指導及び教育を行う児童福祉司(以下「スーパーバイザー」という。)を含む。)について、国の基準に適合する研修の受講の義務づけたほか、スーパーバイザーについて、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない旨を法律上規定した。

また、児童心理司及び医師又は保健師の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う旨を規定した。

市町村の体制については、2017 年4月から市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について専門職の配置の義務づけ、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務化を行った。

平成 28 年報告書において、子ども家庭支援に当たる職員の専門性向上は重要な課題であるが、研修を受講しただけでは研修が身についているかが判断されておらず、その技能がある職員かどうかは外部からわかりにくい状況だったこと等を踏まえ、

- ・子ども家庭支援に当たる指導的職員の専門性を向上させるととともに、その能力を客 観的に明確化する観点から、子ども家庭福祉に関する専門の相談員として新たな公的 資格を創設することを検討すべき、
- ・国の資格創設に時間がかかるようであれば、早急な対応を図るため、介護支援専門員 (ケアマネージャー)資格同様、都道府県による資格とすることも考えられる。
- ・資格は、①一定の基礎資格を有する者であって、②5年程度の児童福祉に関す る実務経験(児童相談所、市町村、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー等)を有するものが、③試験(単なるペーパーテストではなく、ケースレポート等を含む。)に合格した場合に付与することが考えられる。 基礎資格については、・・・ソーシャルワークを基盤とするものの、 心理的見立て、子どもの心身の健康と発達の保障を必要とすることから、社会福祉士や精神保健福祉士の資格に加えて、心理師と保健師も考えられる。 児童相談所のみならず、市区町村、社会的養護、民間団体等で広く活躍できる 資格とする。 医師も基礎資格とすべきかどうかに関しては両論が存在した。 資格創設に当たっての移行措置として、当面、上記②の実務経験を有する者は、一定の研修を受講した上で、上記③の資格試験を受けることができるようにする 必要がある。 資格には有効な期限を設け、更新する制度とするとの意見があった。
- ・上記のような資格については、関係学会が中心に検討すべき

との指摘がされている。

緊急総合対策においては、現行の児童相談所強化プラン (2016 年度~2019 年度) を見直し、2019 年度~2022 年度において、児童福祉司の配置標準を見直し、約 2,000 人程度の増員を図ること、児童心理司等の児童相談所の職員の増員等に加え、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進等のほか、児童相談所・市町村における専門性の強化などの体制強化を行うことが盛り込まれている。

なお、平成30年10月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・虐待のリスクアセスメントや親や家族関係のアセスメントなど児童相談所職員のアセスメント力を抜本的に向上させるため、客観的な資質の向上に資する人材強化策に取り組むこと
 - ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの 検討
 - ・都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を 含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議 できる仕組みの活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

という指摘がされている。

(主な議論)

本ワーキンググループでは、現状・課題で示された指摘も踏まえ、緊急総合対策で児童福祉司等を増員していく中、児童福祉司等の児童相談所職員の資質向上を図るための方策や、地域としての対応力を高めるための市町村職員の資質向上を図るための方策等について議論を行った。

加えて、子どもの意見を適切に表明できる仕組みの必要性についても議論した。 ①児童相談所の職員の資質の向上については、

- ・本来、児童福祉司の資格化が必要であるが、増員時期に当たり、まずスーパーバイ ザーの資格を創設し、市区町村でのスーパーバイザーの資格と共通のものとすべきであ る。
 - ・都道府県ごとに採用計画・人事計画に関するビジョンを持つことが重要
 - ・社会福祉士や精神保健福祉士などの既にある国家資格を活用すべき
 - ・児童福祉司の任用資格については、働いてから資質の有無が分かることが多いため、 できるだけ間口を広くするべき、また、国家資格が基礎にない職員についても、相 談業務に従事したことなどの実務経験等をベースに考えるべき
 - ・児童心理司の配置標準について法令に定めるべき

等の議論があった。

また、

・弁護士、医師について常勤配置を義務づけるべき

という意見があった一方、

・専門的な観点を踏まえたケースワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的 に相談・支援が受けられる体制整備が重要

との意見があった。

スーパーバイザーについて、

・客観的な資質の向上に資するよう、既存の国家資格とは別に新たな子ども家庭福祉のソーシャルワークに関する資格を創設し、資格を取得した人のみをスーパーバイザーとすべき。その際の待遇改善などのインセンティブも必要

という意見があった一方、

- ・新たな資格を作っても定着するには時間がかかる上、子ども分野だけの資格を作っても取得する人はおらず、子ども家庭福祉だけに特化した資格化には反対
- ・児童相談所の職員は異動による行政機関内の任用が前提とされていることを踏ま え、行政組織内でのステップアップなどの資質向上の方策を検討すべき、また、児 童相談所内のみならず、行政組織全体での人事異動も含めたキャリア形成を考える 必要がある

という意見があった。

また、

・スーパーバイザーの資質向上の観点から、現行の要件だけではなく、より幅広い経験を積んだことを評価する仕組みや研修の修了要件を課すこと等の資質向上策も

検討すべき

等の議論があった。

- ②市町村の職員の資質向上については、
 - 要保護児童対策地域協議会の調整担当者の資質の向上が必要
 - ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の促進による職員の質・量の向上を図ることが必要

といった意見のほか、

- ・市町村にも児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材の配置の義務化が必要 という意見があった一方、
- ・全ての市町村に児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材を配置することは困難。児童相談所による市町村支援等を組み合わせて、ともに地域における対応力を 上げる取組が必要

等の意見があった。

- ③子どもの権利を守る立場からの枠組みについては、
 - ・子どもの声を十分に反映させるためのアドボケイト制度の創設が必要
 - ・協同面接において、司法や警察が行った資料を児童相談所も適切に活用できるよう にすることや、新たな機関創設による連携強化が必要 との意見があった。

(目指すべき方向性)

児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、それぞれの資質向上が必要である。児童相談所、市町村の職員の増員といった量的な整備と併せて、質の向上も進める必要がある。体制整備については、緊急総合対策に基づき人員体制の強化とそれに必要な財政措置を講ずることが求められる。

その際には、地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を 図りながら専門性を高める取組を推進することも必要である。

子ども家庭相談を担う人材、特にスーパーバイザーに関しては、実務経験や専門性を 十分に有する人材を養成する必要があるほか、こうした資質について客観的に把握でき るようにするための枠組みについて議論を行ったが、求められる要件の具体的な内容や 客観的に把握する方法等について引き続き検討する必要があることから、資質を把握す るための具体的な要件として、その手法やどのような実務経験を求めることとするか、 義務研修の位置づけについてどのように考えるか等引き続き検討が必要と考える。

このため、こうした引き続き検討が必要な事項について、確実に検討を進めるとともに、国、都道府県及び市町村においては、まずは以下のような取組を進めるべきである。

(対応)

- (1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備
 - ① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制の強化
 - ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。
 - ② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討・資格化

- ・期限を切って国家資格化を進める。
- ・子ども家庭福祉士(仮称)資格を創設し、2年後までに詳細を決める
- ・初期にはスーパーバイザーに必要な資格とし、その後広げていく。
- <u>・</u>当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定すると ともに、研修受講を任用要件とする。
- ・スーパーバイザー要件について、児童福祉司としての業務経験おおむね5年以上及び上記要件に加えて、求められる要件について引き続き検討する。
- ③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化
 - ・児童福祉司、児童相談所長の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。
- ④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定
 - ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づける。
- ⑤ 法的・医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、弁護士・医師等から日 常的に支援を受けられるようなが意思決定に加われるような体制強化
 - ・児童相談所において法的・医学的な観点からの支援が受けられるよう、児童相談所において、弁護士・医師等<u>にが意思決定に加わり、児童福祉司等が</u>日常的に相談できるような体制整備を推進する<u>ことが必要なため、常勤弁護士・常勤医師を</u>必置とする。
- (2) 市町村の専門性向上のための体制整備
 - ① 要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上(再掲)
 - ・緊急総合対策に基づく要保護児童対策地域協議会の調整担当職員について、専門職の配置を促進するための措置を講ずる。
 - ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、 児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り 方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。
 - ・国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。
 - ・市区町村子ども家庭福祉に関するスーパーバイザーを置く
 - ・そのスーパーバイザーの資格は上記児童相談所のスーパーバイザーの資格と同じ ものとする
 - ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進(再掲)
 - ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
 - ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例 を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しや すい環境を整備する。
 - ・市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に設置 する場合の要件やモデルを示すことによる設置促進を図る。
- (3) 子どもの権利擁護に関する仕組みの全国展開
 - ・児童虐待を受けた子どもなどが自ら意見を表明できる機会を確保するため、都道府

県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く枠組みを構築し、全国展開を図る。

- ・このため、国においては、ガイドラインの作成・モデル実施等を行い、全国展開に 向けて取り組む。
- ・加えて、措置された子どものアドボケイト制度を構築する。

浜 田 委 員

平成30年12月7日(金)

児童相談所への弁護士配置について

弁護士 浜田真樹 (大阪弁護士会)

<u>1 はじめに</u>

当職は、子どもの虹情報研修センターが平成28年度・29年度に実施した「児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究」(研究代表者:影山孝氏(東京都児童相談センター))に共同研究者として参加した。

以下の意見は、この研究により得た知見に依拠するものであるが、意見自体は当職の個人的 見解である。

2 弁護士配置の現状

- (1) 常勤弁護士を検討しているところが複数あると聞いている。
- (2) 他方, 自治体としては地元弁護士会からの推薦を希望するも, 当該自治体から出せる弁護士が見つからないという話もあった。

3 弁護士の配置形態

- (1) 常勤弁護士をすでに配置している自治体では、好評を得ている。
 - →これは、

 当職としても同じ感想を抱いている。
- (2) しかし、このことは、それ以外の形態では駄目ということを意味しない。
 - →上記調査研究でも、契約型や非常勤型について、これが良い(これこそが良い)との評価も複数みられた

4 弁護士の常勤配置を義務づけることについて

- (1) 弁護士の常勤化が、弁護士の関与についてむしろ現状より「後退」になる自治体が存在する(大阪はこのような意見であるが、小規模のところでも(たとえば鳥取県)同様の意見あり)
- (2) また、弁護士の給源側からみても、常勤配置を義務づけることはうまく機能しない可能性が高いと考える。理由は以下のとおりである。
 - ① 児相に常勤職員として行くことができる弁護士は限られている。経験値の高い弁護士 にとってはハードルが高すぎるので、現実的には若手しかあり得ない¹。

すなわち、現在、常勤弁護士は原則として任期付公務員として募集がなされている。 しかし、常勤を務める間だけ事務所を閉め、また5年後に事務所を再開するというストーリーは非現実的。そうなると、現時点で自らの事務所を開いて自営している弁護士は、

¹ この点は、児童相談所が弁護士に経験値を求めないのであれば、特に問題とはならないとはいえよう。

そもそも常勤となり得ない。

関連して,児相での経験が,一般の弁護士業務において必ずしも有利な経験と認識されない(と予想される)ことも危惧される。

上記のとおり、常勤たり得るのは比較的年次の若い弁護士に限定されることとなる ところ、任期を終えて一般の弁護士に戻るとき、次の就職先を探すこととなるが、そ の際に児相での勤務経験を高く評価してもらえるかは完全に未知の課題である。つま り、戻った後のキャリアパスが確立されていない。

② 常勤弁護士には、地元弁護士会との連携が極めて重要である。地元弁護士会は、(a) 当地の常勤弁護士に SV 的に関わることもできるし、(b) 常勤弁護士のみで抱えきれない場合に支援することもできる。また、(c) 長い目で見れば将来の常勤弁護士の給源ともなり得る。

しかし、このような体制を築くことは簡単ではない。(a) は、弁護士が一般的に行っている会内の勉強会等で対処可能かもしれないが、(b) のような形を実現するためには、当該自治体において、常勤弁護士以外への依頼を可能とする予算が引き続き維持される必要がある。しかし、自治体にしてみれば「従前の契約・非常勤弁護士に充てていた予算を常勤弁護士に振り向ける」という発想となるのが基本と思われ(現に、これまでの実例ではほぼそうなっていると理解している)、となると、(b) のように費用を要する形の協力は実現できないこととなる。

そうなってしまうと、地域との連携は途絶え、当該常勤弁護士以外の当地の弁護士は 児童福祉の実務経験を積むチャンスがなくなり(親側、子ども側の委任を受けて活動す ることはあり得る)、ひいては次の常勤弁護士の給源たり得なくなる。

もちろん,広く公募すれば採用は可能かもしれないが,その人は地元会と何らのかか わりのない弁護士である。この弁護士にとっては、もはや相談相手ともなれず(経験が ないから)、共同受任などもしてもらえない地元会に期待することはないだろう。

(3) また、採用のしかたを工夫しないと、前任の常勤弁護士の経験を次の常勤弁護士に継承 することも困難である。前任者が任期の5年間で知識・経験を積み上げてきたとしても、 後任者はまた一からのスタートになる(そして、そのスタートのときには前任者はすでに 退任している)、という事態が容易に想定される。

5 自治体ごとの差異

- (1)大規模な自治体では、1人の常勤弁護士では機能しない(足りない)事態も想定される。 さりとて、単一自治体が複数の常勤弁護士を採用することは、予算面等で困難が伴うので はないか(名古屋市のような体制が取れる自治体ばかりではない)。
- (2) 他方,地域によっては、児童福祉に関わる弁護士が極めて少ないところもあると認識している。そういった地域では、むしろ、他所から常勤弁護士を採用することの方が機能強化につながることもあるだろう。

6 結論

これらの状況から、要するに、弁護士配置は、地域の実情に応じた方法が広くとり得る制度である必要があるものと考える。

したがって、常勤弁護士の配置を義務づけることには強く反対する。

7 参考資料

次頁以降の資料は、日本子ども虐待防止学会第 24 回学術集会おかやま大会(平成 30 年 11 月 30 日~)において、冒頭に記載した調査研究の結果について発表した際の資料の中から、川松亮氏(子どもの虹情報研修センター研究部長)の承諾を得て、同氏作成の研究概要報告を転載するものである。

以上

公募シンポジウムS-41 『児童相談所における弁護士の役割と位置づけはどうあるべきか』

全国児童相談所弁護士相談体制調査報告

2018. 12. 1

子どもの虹情報研修センター

川松亮

日本子ども虐待防止学会 第24回学術集会おかやま大会 COI開示

発表者:川松亮、影山孝、浜田真樹、信田力哉

日本子ども虐待防止学会第24回学術集会おかやま大会の定める利益相反に関する開示事項はありません。

質問紙調査

- 全国の児童相談所設置自治体の中央児童相談所(69所)を対象に、弁護士配置に関するアンケート調査を実施。(2016年、2017年の2回)
- 質問項目は、弁護士への相談体制、雇用形態、報酬、依頼業務、弁護士配置のメリット と課題、必要な条件整備等(2年目調査は配置状況に限定した簡易な調査)
- ・ 全国児童相談所長会の協力を得て、100%回収

児相弁護士による相談体制 (2016年⇒2017年に変化のあった自治体は63.8%)

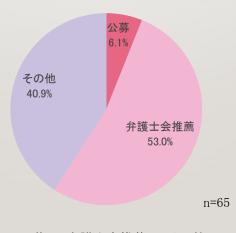
I= I= 6 = 0 .			あり			な	L	
児相弁護士 による相談 による相談 体制	常勤配置	非常勤配置	弁護士個人と の契約	弁護士会・弁護団との契約	計	本庁弁護士へ の相談体制 有	本庁弁護士へ の相談体制 無	総計
2016年	4(6.2%)	9 (13.8%)	42 (64.6%)	15(23.1%)	65 (n=65とした割合を示す。 なお、重複があるため合 計は100%を超える)	4	0	69
2017年	6 (8.8%)	31 (45.6%)	27(39.7%)	14(20.6%)	68 (n=68とした割合を示す。 なお、重複があるため合 計は100%を超える)	1	0	69

常勤弁護士の任期について

	任期つき	任期なし
2016年	3	1
2017年	5	1

すべて任期は最長5年

児相弁護士の採用方法 (2016年調査)



非常勤・契約弁護士への相談頻度

_	上学勤	L ノ、ニ ナ	- 1
_		1 1 - - 4	

	71 113 2371 132 2	
頻度	2016年(n=9)	2017年(n=31)
月1回	2(22.2%)	5(16.1%)
月2回	1(11.1%)	8(25.8%)
月3回	0	0
月4回以上	2(22.2%)	16(51.6%)
不定期	5(55.6%)	9(29.0%)

(複数回答のため合計は100%にならない。)

契約弁護士

頻度	2016年(n=56)	2017年(n=32)
月1回	19(35.2%)	11(34.4%)
月2回	2(3.7%)	4(12.5%)
月3回	0	0
月4回以上	0	2(6.3%)
不定期	32(59.3%)	22(68.8%)
2か月に1回	3(5.6%)	0

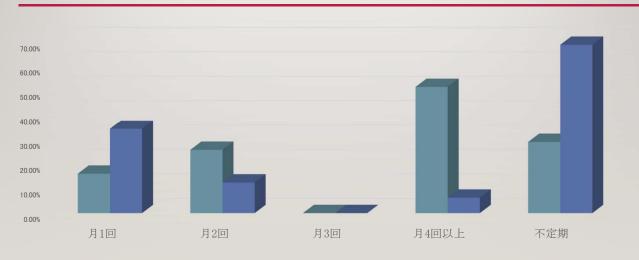
(複数回答のため合計は100%にならない。)

弁護士一人1回あたりの勤務時間⇒ (2017年)

非常勤弁護士 平均4.0時間

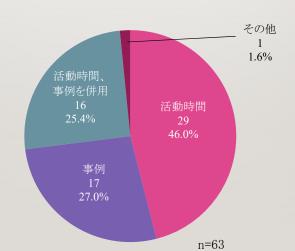
契約弁護士 平均2.1時間

2017年の非常勤と契約弁護士の相談頻度比較



■非常勤弁護士 ■契約弁護士

弁護士への報酬決定の方法 (2016年調査)



時間・事例の1単位当たり報酬額には大きな開きがあった。

児相弁護士の児相業務への関与状況 (2016年調査)

児童福祉法第28条申し立て書類の作成

	度数	% n=59
①児相弁護士に依頼	32	54.2
②職員が作成、弁護士が添削	12	20.3
③職員中心で弁護士は助言	11	18.6
④児相弁護士の関与なし	8	13.6

臨検捜索の許可状申立書類作成

	度数	% n=55
①児相弁護士に依頼	12	21.8
②職員が作成、弁護士が添削	9	16.4
③職員中心で弁護士は助言	23	41.8
④児相弁護士の関与なし	12	21.8

児相弁護士の児相業務への関与状況 (2016年調査)

触法少年の家裁送致書類の作成

	度数	% n=58
①児相弁護士に依頼	5	8.6
②職員が作成、弁護士が添削	3	5.2
③職員中心で弁護士は助言	18	31.0
④児相弁護士の関与なし	33	56.9

刑事手続きの子どもへの説明

	度数	% n=39
①児相弁護士	2	4.3
②児相弁護士と職員	9	19.1
③職員中心	21	44.7
④弁護士はおこなわない	16	34.0

児相弁護士の児相業務への関与状況 (2016年調査)

行政訴訟への対応

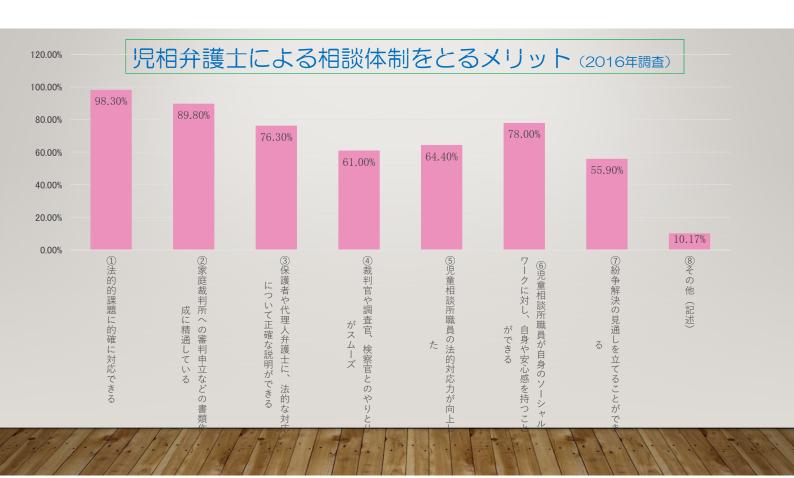
	度数	% n=58
①児相弁護士	8	13.8
②本庁弁護士	26	44.8
③決まっていない	24	41.4

援助方針会議への出席

	度数	% n=59
①原則参加	5	8.5
②定期的	3	5.1
③必要に応じ	5	8.5
④参加せず	46	80.0

児童弁護士に依頼している業務 (2016年調査)

- ・ 家事審判事件の申立書作成⇒半数以上は弁護士に作成依頼、約3割が児相職員中心に 作成
- 審問への出席⇒弁護士と職員が協働して対応する割合が4割強
- ・ 触法事例の家裁送致では弁護士が書類作成⇒5自治体のみ(うち、3自治体が常勤弁 護士配置自治体)
- 刑事・裁判手続きの日海外保護者や子どもへの説明⇒弁護士が行う自治体は5%以下



児相弁護士による相談体制をとる際の課題 (2016年調査)



課題に関する自由記述から

- 常勤弁護士配置の場合、配置される弁護士側に採用前後の業務に支障が出ることが予想される ため、応募する弁護士の確保が課題。
- 特定の弁護士の配置を充実(勤務時間の拡大)することにより、弁護士会への法律相談の委託 予算が削られ、弁護士会との協力関係が薄くなることが危惧される。
- 現在は児童虐待に理解のある弁護士のため、定期相談以外でも対応してくれるが、弁護士が変わった際、同様の勤務条件の維持が可能かが課題。
- 児童福祉司は、法的手続における書面を作成するのは弁護士の仕事であると認識し、家事審判 手続を想定したケースワークの意識が希薄化する。
- 現行の体制では、様々なケースに対して、最適な専門性を持った弁護士に依頼することができ、また複数の弁護士が受任することにより、児童福祉に精通した弁護士の人材育成が可能となっている。

児相弁護士による相談体制を整えるために必要な条件 (2016年調査)



必要な条件に関する自由記述から

- 弁護士にとって児童相談所に勤務したことがキャリアの向上につながるような価値観(考え方)が法曹界に広がること。
- 長期間(複数年単位で)児童相談所を担当できること、その間に複数配置等により他弁護士の育成が可能となることが必要。
- 業務の都合上、弁護士会へ加入いただいているが、会費が高額であり、弁護士個人の負担が大きい。会費の支援や減免措置の依頼等、支援を考える必要がある。

藤林委員

「12月7日素案」に対する意見

1 児童相談所業務の在り方

- (1) 虐待初期対応部署と支援部署を分離・機能分担する意義を明確化し、分離・機能分担することを基本とすることをガイドライン等で国として示した上で、都道府県の取り組みの推進
- (2) 適切な虐待初期対応を行うためには、専門性の高いスーパーバイザーと 常勤弁護士が必要であるという認識を示す。
- (3) 児童相談所評価の仕組みの創設の目的は、地域差を認めるのではなく、 平準化。その中で、ベストプラクティスを評価し全国に広げる意味もあ る。評価者の確保が重要。海外事例を参考。
- (4) 虐待初期対応部署と支援部署を分けつつも円滑な引き継ぎが可能にする ためには、基礎自治体が市町村機能と児童相談所機能の両方を持つメリットが大きく、その意味からも特別区中核市の児童相談所設置を必須と する
- (5) 虐待初期対応後の市町村の体制強化は、市町村支援児童福祉司の配置だけでなく、都道府県児童相談所からの出向や人事交流、政令市における児童相談所経験者の人事配置や兼務なども有効な方策として考えられる。

2 要保護児童の通告の在り方

- (1) 通告先が安全確認調査やその後の対応を行うことが法的に義務付けられているため、十分な情報を持たない児童相談所が泣き声通告や面前 DV 通告後の調査等を担っているという「ミスマッチ問題」を明確化
- (2) 通告窓口が設置されている機関が安全確認調査等を行わなくてもよいという仕組みを作り、通告窓口の振り分け機能を明確にする
- (3) その上で、児童相談所と市区町村の振り分け基準についてのガイドラインを自治体ごとに作成。国は、その情報を集約(日本版 Differential Response の試行、研究事業)
- (4) 通告窓口業務に従事する職員(スクリーナー)の研修、市町村安全確認 調査担当者の研修の強化や増員

- 3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策
 - (1) スーパーバイザーの確保が最重要課題。専門職化を目指す方向性について明記
 - (2) 専門職化に向けての議論は未だ不十分。そのプロセスについての専門委員会を設置する必要

(参考) 増沢高「英国ソーシャルワーカーの人材育成」(第24回日本子 ども虐待防止学会おかやま大会)より引用

- 2. SWの人材育成体系化の背景
- · Social Work Task Force

ソーシャルワークの実践とマネージメントの向上を図るために、政府のソーシャルワーク改革プログラムを促進し広める協議会。2008年1月に設立。健康省と子ども・家庭・教育省のサポートを受け、ソーシャルワークの改善、向上のための15の勧告を2009年に提示。

· College of Social Work

Social Work Task Force の 15 の勧告を受けて、これらを推奨するために 2009 年に設立された。ソーシャルワークの専門性向上をめざしSWをサポートする独立した機関。

・ソーシャルワーク改善委員会(SW Reform Board)

Social Work Task Force の 15 の勧告を進めるために 2010 年 1 月に設置された委員会。

• Professional Capabilities Framework

ソーシャルワーク改善委員会が、ムンロレビュー(2011年5月)の勧告を踏まえ、ソーシャルワークの質的向上を図るために作成したもの。College of Social Work が管理 その後 College は閉鎖。BASWが管理

・2017年から2018年改定

BASWが主導し、KSSとの調整、整合性をはかり、関連する機関からの監査の上、DHSC および DfE との共同声明を 2018年3月に発表。

(3) 専門職化に向かうプロセスにおいて国家資格化は有用な選択肢であることを明記。当面のスーパーバイザー認定要件や研修内容の強化を行いつ つも、長期的スパンで新たな国家資格化の創設を目指す

(参考)公益社団法人日本社会福祉士会等「児童福祉に関する国家資格 を創設するという報道についての声明」

「(略)子どもが虐待により死に至るといった事件を無くすためには時間的な 猶予はありません。これから新しい国家資格を創設しその養成等に取り組むよ りも、可及的速やかに養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精 神保健福祉士の実践能力の向上と活用の促進(略)」

「2012年度 第38回 資生堂児童福祉海外研修報告書~ドイツ・イギリス児童福祉レポート~」より抜粋

のきょうだいへの対応プランが立てられていなかっ たこと)や、機関協働の不備などが指摘された。 SCRの中では、児童虐待に携わる職員の専門性、 特にアセスメント力向上と、適切な情報伝達など協 働のためのコミュニケーションの取り方の改善が課 題として挙げられた。さらに、政府はビクトリア・ クリンビエ事件の検証を行なったレーミング卿に、 2003年に提出された政策方針ECMの進捗状況に 関する調査・検証を依頼し、2009年にレーミング 報告書 (The Protection of Children in England: A Progress Report) が提出された。田邉 (2011) に よると、報告書の主張は大きく3点にわかれ、①政 府各省庁は協力して、児童保護/虐待予防に対す る優先順位を明確にし、それが実現可能となるよ うに十分な資源を確保/保証すること、②その達成 評価は、現場で提供されるサービスの質/量で評 価されること、③これらの改革を実施するために、 内閣府に全国児童保護/虐待防止対策部を設置す ることという。そして、ソーシャルワーカー、保健師、 虐待担当警察官の地位/身分、教育研修/専門性、 職員数/欠員補充が不十分であり、その対策を早 急に講じるように要請し、そのために、児童保護 /虐待予防に関する特定財源の明確化が主張され た。このレーミング報告書を受け、ワーキングトゥ ギャザーも改訂されている。

さらに、2010年、政府はムンロー博士にイギリスの児童保護システムの検証を依頼し、2011年5月、「ムンロー報告書 The Munro Review of child Protection」が刊行された。報告書の中では、児童保護システムは、「子ども中心child-centered」でなければならないことが改めて強調され、現在の児童保護システムは「官僚的bureaucratic」であり、専門的な意思決定を「窒息stifle」させていると指摘した。ムンロー博士は、報告書の中で次の3つを含んだ新しいシステムの構築を提言している。

①ワーキングトゥギャザーのスリム化:これまで、事件が起きるたびに詳細な検証・提言がなされ、それらをもとに「手続きprocedures」が増えすぎ、ソーシャルワークが振り回されている。子どもの福祉の安全そして促進のために、機関が何をすべきかに

ついて基本的なことのみを記すように改訂する。

②ケースマネージメントの向上:ケースに沿って考えるという専門性のもとアセスメント、ソーシャルワークができるように「ニーズのある子どもと家族のためのアセスメントの枠組み Framework for the Assessment of Children in Need and their Families を柔軟に使えるように改訂する。

③ SCR (重大事例検証報告)の向上:LSCBによって行なわれている SCR について、責任の所在を追及するのではなく、何が起き、その背景にどんなことがあったのを認識することで、今後の改善につなげていけるような報告にするためのシステムを構築する。

視察初日にロンドン大学ゴフ教授研究室で受けたイギリスの児童福祉制度についての講座によれば、このムンロー報告書はイギリスの児童保護システムへの重要な提言であり、ガイドラインの手順を踏むことに集中するのではなく、ソーシャルワーカーをはじめ専門職が"考えてconsider"実践できるようにすることが強調されているという。さらに、ヒリンドン区LSCBに訪問した際には、このムンロー報告書をもとに、SCRの方法論を検討したという話を聞いた。イギリスでは、事件が起こるたびに詳細な検証を重ね、こうした報告書や提言は、国だけでなく地方自治体の児童保護システムに着実に反映されているのである。

3. 児童虐待介入システム

(1) ベースとなる法律・ガイドライン

基本的施策は1989年に制定され2004年に改正された児童法Children's Actが基盤となっており、日本でいう「児童虐待防止法」のような虐待に特化された法律はない。また、1989年児童法を受け、児童虐待対応のガイドラインとして「ワーキングトゥギャザー Working Together to Safeguard Children: A guide to inter-agency working to safeguard and promote the welfare of children」が刊行されている。ワーキングトゥギャザーはその後改定を続け、現在は2010年版(HM Government, 2010)が出されている。そ

素案

はじめに

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書(平成 28 年 3 月。以下「平成 28 年報告書」という。)に基づき、2016 年 5 月に児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。)が全会一致で成立した。

同法においては、子どもが権利の主体であることや子どもの家庭養育優先原則など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防という観点から、子育て世代包括支援センターの全国展開、児童虐待発生時の迅速・的確な対応や在宅支援の充実強化に向けた市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備や要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置、児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等、特別区における児童相談所の設置可能化、被虐待児童への自立支援のため、里親委託の推進や自立援助ホームの対象拡大等が講じられた。

こうした改正が行われる一方、平成28年報告書において提言された項目のうち、児童相談所の強化のための機能分化として、「虐待関連通告・相談電話(189)窓口の一元化」及び「調査・保護・アセスメント・措置機能の強化」、職員の専門性の向上として、「子どもの家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方」などに関する事項の一部は平成28年改正法には盛り込まれておらず、改正法附則において検討事項とされた。

※ 平成 28 年改正法附則第 2 条第 3 項 「政府は、法律の施行(2017 年 4 月)後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

また、2017 年8月には、「新しい社会的養育ビジョン」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会)において、子どもの権利保障のための児童相談所の在り方として、児童相談所の機能分化、支援の必要な子どもの把握及び通告窓口、人材育成、専門性の向上、資格化の可能性等について提言されている。

加えて、本年3月に5歳の女児が児童虐待により死亡する事例があったこと等を受け、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって対策に取り組むべく、本年7月20日には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)がとりまとめられた。また、本年10月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会。以下「平成30年10月死亡事例検証報告」という。)において、本事例の検証が行われ、緊急総合対策の本事例を踏まえた効果的な実施等の国への提言がとりまとめられた。

今般、平成28年改正法附則第2条第3項に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループが設置され、2018年9月から12月まで〇回にわたり議論を重ねてきた。

本ワーキンググループでは、これまでの検討内容等も踏まえ、児童福祉法(昭和22年 法律第164号)第1条に規定する全ての子どもが、その健やかな成長、発達、自立等を保 障される権利を有するという考え方を前提として、こうした子どもの権利を守るため、今 後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援 体制の強化等に向けた取組について、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項につい て整理した。

今後、制度的な対応など必要な事項については、国において財政的な措置も含め、適切に対応されるべきである。

また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。 併せて、子ども家庭相談支援体制の整備に向けては、児童相談所や市町村等の地方自治体はもとより、関係機関なども含めた地域全体での取組が必要不可欠である。

国・自治体・関係機関が、それぞれの役割を着実に果たすとともに、あらゆる地域資源が一丸となって取り組むことが求められるものであり、全ての地域で全ての子どもや家庭が育まれるという視点で取組が進むことを願ってやまない。

1 児童相談所の業務の在り方

(現状・課題)

これまで、児童相談所では、保護者と子どもを分離し、保護するという介入的な機能 (以下「危機介入機能」という。)から、子どもや保護者を含めた家庭のニーズに沿っ て包括的に支援していくという機能(以下「支援機能」という。)までの全ての機能を 担ってきた。

こうした機能については、児童相談所内での部署分け等による機能分化を行ってきており、「初期対応」と「支援」の機能を分けて対応している児童相談所は約35%¹であり、管轄児童人口や虐待相談対応件数が多い児童相談所において機能分化の体制が採用される傾向がある。

また、市町村においては 2004 年の児童福祉法の一部を改正する法律(平成 16 年法律 第 150 号。以下「平成 16 年改正法」という。)に子どもと家庭に関する各種の相談を受けることとされ、平成 28 年改正法により、妊娠期からの切れ目ない相談体制を整備するため、子育て世代包括支援センターの全国展開や、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進などの市町村における相談体制の整備も進められてきており、児童相談所と市町村をあわせた地域の相談支援体制の充実を図ってきている。

平成28年報告書において、

・虐待通告数が増大している現状において、対応の限界にきており、児童相談所の機能

「初期対応」は「主に「受付・受理」から「援助方針の決定」までの業務のすべてもしくは一部を担うもの」、「支援」は「主に「援助の実行」以降を担うもの」として調査を実施。

¹ 「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメント機能の分化に関する実態把握のための調査研究」(平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

強化が必要であること

- ・保護機能(調査・保護・アセスメント機能)と支援マネージメント機能を同一機関が 担うことによって、保護者との関係を考慮するあまり必要な保護が躊躇されていると いう指摘があること
- ・親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないという指摘があること

等から、児童相談所の調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメント機能を分化 させること (機関分化もしくは部署の分化) が提言されている。

また、行政サービスにおける自治体のサービス水準を標準化するという観点から、自治体が行う子ども家庭相談支援が全国どこの自治体においても高い水準を保つため、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要との指摘がされている。

加えて、児童相談所における専門的な体制の強化という観点については、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・関係機関や医療機関からの情報提供に対して的確に判断できるよう、児童相談所職員 のアセスメント力を補強する、児童相談所の医師や弁護士の専門職の常勤配置をこれ まで以上に促進することなどによる日常的に相談できる体制を全国的に整備
- ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの 検討

という指摘がされている。

(主な議論)

本ワーキンググループにおいては、これまでの指摘、特に、危機介入機能について十分対応できていない児童相談所があるという指摘も踏まえ、支援ができなくなることを 危惧するために介入を躊躇することをなくすためにどのような体制や対応等が必要か について議論を行った。

児童相談所における機能をどのように考えるかという点については、

- ・児童相談所における虐待初期対応は迅速な対応やアセスメントの客観性が求められる ため、支援部門とは独立したセクションを設けることを基本とする。一方、円滑な引 き継ぎが重要であるあることから同じ児童相談所内での機能分担を進める、あるいは、 児童相談所と別の支援セクションを市区町村や子ども家庭総合支援拠点に設け、送致 や指導委託措置を活用するといった方法も考えられる。
- ・こうした機能分担を適切に行うための組織の再編成を都道府県ごとに取り組んでいく ことが必要、その際の機能分担の組織のあり方は、児童相談所管内人口の規模や児童 虐待の対応件数、児童相談所の設置自治体の特性に応じて各地域に合った方策を、採 用することが必要である。各都道府県でこうした方策の検討が進むよう、国は一定の ガイドラインを示すことが必要との意見があった。

また、児童相談所の機能強化を図るという観点から、

・児童相談所における虐待初期対応機能を適切に行うためには、ケースのリスクやセーフティ、法的妥当性を的確に把握するため、高度な専門性を有するスーパーバイ

ザーと常勤弁護士の体制を整えることが重要

- ・児童相談所の質の標準化を図るため、質を評価するための第三者評価の枠組みを構築し、評価機構を創設することが必要
- ・第三者評価による児童相談所の質の評価に当たっては、どこの地域でも同じように子どもの権利が守られることを目的として、全国共通の評価項目と評価基準を策定し、評価者間のバラツキが生じないような評価体制の構築が必要。各地域の実情も 踏まえた評価の枠組みが必要
- ・支援機能は主として市町村が担うこととするとともに、併せて民間委託を進めることにより、児童相談所は主として危機介入機能を中心とした機関としていくことが 必要
- ・市町村における相談体制強化は在宅支援サービスの充実を図ることが重要。その際、 在宅サービスの提供に際して、措置費と同様の公費が支払われる枠組みが重要。
- ・児童相談所に業務が集中している状況を改善するためにも、可能な業務は民間委託 を進めることが必要
- ・危機介入機能の強化には、一時保護所に係る体制強化をあわせて行うことが必要 などの意見があった。

さらに、

・弁護士について常勤配置を義務づけるべき

という意見があった一方、

・専門的な観点を踏まえたケースワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的 に相談・支援が受けられる体制整備が重要

との意見があった。

このほか、増大する通告へ対応するためにも、児童相談所の数を増加させることの必要性、特に、中核市・特別区における児童相談所の設置の義務化について検討すべきとの意見もあった。

また、措置をした子どもの自立支援について、市町村も含めて取組を推進すべきと の意見もあった。

(目指すべき方向性)

児童相談所において、児童虐待の相談対応件数の増加に伴い、通告に対応した初期対応を迅速かつ的確に行い、必要に応じて危機介入機能も含めた対応ができる体制が必要とされてきている。これに対応するため、初期アセスメント、見立てを適切に行い、必要に応じて躊躇なく介入することができる体制整備が求められる。また、体制整備に当たっては、児童相談所のみならず、一時保護の体制整備に向けた検討を進めることが必要である。

このため、各都道府県等が危機介入機能も含めた虐待初期対応やその後の円滑な支援への引き継ぎが確実に行える体制整備の方法を、国としてガイドラインや通知文等で明確に示して、各都道府県等が体制整備の方法を検討し、危機介入機能も含めた対応ができるための取組を明らかにし、体制整備を進めるとともに、行政組織内だけではなく、第三者の視点も踏まえた見直しが進められるような仕組みが必要である。

あわせて市町村における相談や支援機能を強化し、児童相談所と市町村や民間機関が連携・共働しながら、地域で介入から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない支援ができる体制整備を進めていくことが必要である。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が進められるよう、具体的には、まずは以下のような取組を進めるべきである。

併せて、児童相談所及び市町村における体制整備に関しては、緊急総合対策に基づき 人員体制の強化及び必要な財政措置等を講ずるべきである。

また、措置解除後も含めた子どもの自立支援に関しては、引き続き検討を進める必要がある。

(対応)

- (1)都道府県等における危機介入機能も含め適切な対応等がとれるようにするための体制整備
 - ① 危機介入機能も含め適切な対応が可能となるような体制整備等に関する計画策 定
 - ・危機介入機能も含め適切な対応がとれるよう、虐待初期対応と支援の機能に応じた部署分けや、虐待初期対応の際に、支援担当者とは異なる職員での対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備について、国としてガイドラインを等で明示する。その上で、各都道府県等において検討し、計画を策定する。
 - ・国においては、こうした方向性を示し、各都道府県等における検討が進むよう支援する。
 - ② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化
 - ・児童相談所において適法かつ迅速な法的権限行使を伴ったケース対応ができるよう、児童相談所設置自治体には、一人以上の常勤弁護士の配置を法的に必須とする。
 - ③ 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設
 - ・児童相談所の業務の全国平準化を進め、また、ベストプラクティスを評価し全国 に拡大する目的で、業務(一時保護所を含む。)について自己評価及び第三者評 価を行う仕組みの創設に段階的に取り組む。
 - ・具体的には、既に取り組んでいる自治体の取組例や海外の例も参考とし、国において、標準的な指標や評価者の確保、評価機構のあり方なども含め、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、全国展開に向けて取り組む。
 - ④ 危機介入機能を強化するための研修等の充実
 - ・児童福祉司における義務研修(スーパーバイザー研修を含む。)において、危機 介入機能に重点をおいた内容とするなどの充実を図るほか、国において危機介入 機能に着目した研修を実施する。
 - ⑤ 民間委託の推進
 - ・児童相談所が行う業務のうち、外部への委託により効果的に行うことが期待され

る業務(里親養育支援、電話受付業務、保護者支援プログラム、安全確認業務等) の民間団体への委託を推進する。

⑥ 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

・虐待初期対応後の支援の中核となるのは、母子保健サービスや在宅支援サービスの拠点である市町村が担っていくこととなる。そうすると、虐待初期対応部署と支援部署が同一基礎自治体内にあることにより、円滑な引き継ぎが行うことが可能となり、その意味においても、中核市・特別区に児童相談所を設置することはもっと促進される必要性がある。28年法改正後の中核市における児童相談所設置の取り組みは遅々として進んでおらず、中核市・特別区における児童相談所の設置は、法的に必須とすべきである。

(2) 市町村等の地域の相談支援体制の強化

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例 を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しや すい環境を整備する。
- ・子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すこと により、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。

② 要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を 含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進 するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイ ドライン等を策定する。
- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、 あるいは、児童相談所と市町村との人事交流、児童相談所と区役所子ども家庭 相談支援との兼務など、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、 市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる 体制とする。

③ 民間を含めた地域資源の充実

・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用した在宅サービスや保護者支援 等の充実を図る。

2 要保護児童の通告の在り方

(現状・課題)

現在、児童虐待等に関する通告は、児童相談所と市町村のいずれもが受理する体制となっている。平成16年改正法において、児童相談所の児童虐待相談対応件数や緊急事例の急増等、質的にも量的にも極めて厳しい状況に置かれ、十分な対応が困難となっていたこと、また一方、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、

制度上、児童相談所が担うこととされている幅広い相談業務の全てに対応しきれていなかったことを踏まえ、都道府県と市町村の役割を見直し、子どもと家庭に関する各種の相談全般を一義的に市町村において受け止めることとし、市町村が通告窓口として追加されている。

児童虐待相談対応件数は、児童相談所では約 13 万 4 千件 (2017 年度)、市町村では 約 10 万 7 千件 (2017 年度) と増加し続けている。

平成28年報告書において、

- ・通告する側に緊急度の判断・通告先の選択を強いていること
- ・泣き声通告や面前DV通告など増大する虐待通告に対する児童相談所における安全確認・調査の業務量が膨大となっていること

等から、各都道府県に1箇所、通告窓口を一元化し、緊急性の判断やその後の対応について判断し、初期対応機関を児童相談所か市町村等へ振り分ける機関の設置をするべき、その際には、市町村への通告、相談を妨げるものではないが、併せて一元化された通告を受理する機関への通告も行う等の指摘がされている。

(主な議論)

本ワーキンググループでは、こうした指摘も踏まえ、通告が増加する中、行われた通告に対して、確実に適切に対応するためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

通告を受ける体制については、

- ・ 専門的にスクリーニングを行う通告窓口を都道府県に1箇所設置し、その機関が市 町村、児童相談所へ振り分ける仕組みが必要
- ・ 泣き声通告や面前 DV 通告などは、市町村の方が関連する情報を把握しているにもかかわらず、あまり情報を持たない児童相談所が安全確認調査を行っており、ミスマッチとなっている。そのため、通告を受けた機関が必ずしも安全確認調査を行わなくてもいいような柔軟な仕組みを作るべきであり、それに伴って法改正が必要であれば、法改正をすべき。
- ・市町村が安全確認調査を行うに当たっては、職員の専門性や人員を十分確保すべき。 という意見があった一方、
- ・相談対応件数が極めて多い現状を踏まえ、専門性の高い人材を相当程度配置する必要がある窓口の設置は現実的ではない
- ・保健センターや保健所、学校等に身近な通告先である市町村の役割は重要であり、通 告窓口を都道府県に1箇所に集約することは反対
- ・児童相談所と市町村で危険度に関する共通認識を持ち、情報共有しながら必要に応じて送致するなどの双方向のマネジメントを機能させることが重要
- との意見があった。

このほか、

- ・受けた通告を適切にインテークできるような者を通告先に配置することが必要
- ・児童相談所に面前DV通告等が集中しており、その後の対応が十分できなくなっていることが課題であり、現行法でも可能である児童相談所が受けた通告の安全確認を市

町村に依頼することなど、通告そのものではなくその後の対応を含めた体制として考えるべき

・児童相談所と市町村が市町村送致の際の参考として用いている共通リスクアセスメントツールについて妥当性や使いやすさについて疑問があり、見直しが必要との意見があった。

また、児童相談所への通告が増大している現状について、

- ・児童相談所へ集中している警察からの通告をトリアージすることが必要
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、通告の窓口と相談の窓口は分けるべき

との意見があった。

(目指すべき方向性)

まずは市町村、児童相談所のいずれが通告を受理した場合でも、通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要である。特に、通告が増大する中、ケースを的確に振り分け、いずれの機関が通告を受理しても必要な対応が的確にできるようにするための体制整備を、効率化の方策等も含めて進めることが必要である。とりわけ、市町村、児童相談所がそれぞれの役割が十分果たせるようにするための体制強化が必要であるとともに、ともに協働しながら対応できるようにしていくための意識作り、枠組みを継続的に構築することが重要である。

こうした取組を進め、通告から初期対応等まで、最も的確で効果的な対応をとるため に必要な体制について、検討を進めるべきである。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が図られるよう、具体的には、 まずは以下のような方策を進めるべきである。

(対応)

- (1) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり
 - ① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施
 - ・都道府県等は通告窓口を設置し、通告窓口が受け付けた通告に対して適切に情報 の聞き取りが行われ、安全確認調査等初期対応を行う機関に適切に振り分けが行 えるよう、研修を新たに実施する。
 - ② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組
 - ・ 通告窓口を設置された機関が必ずしも安全確認調査等初期対応を行わなくてもいいような柔軟な仕組みを国は作り、必要があれば法改正を行う。
 - ・ 市町村と児童相談所のどちらが、通告後安全確認調査等を行うのか、事前に協 議し振り分けの基準に関するガイドラインなどの策定に向けた取組を推進する。
 - ・緊急総合対策に基づき、児童相談所に市町村支援のための児童福祉司の配置や、 児童相談所と市町村との人事交流、児童相談所と区役所子ども家庭相談支援との 兼務などを進め、上記ガイドライン策定に向けた取組など市町村と児童相談所の 間の連携体制強化を図る。

・国においては、上記ガイドラインのモデル案や、策定に向けた行程や活用方法等を示すとともに、児童福祉司等に対する義務研修に盛り込む。さらに、市町村支援のための児童福祉司の活動ガイドラインの策定や、当該児童福祉司向けの研修を行う。

③ 面前 D V 通告への市町村、児童相談所の対応等

- ・児童相談所が通告を受理した後の安全確認は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 25 条の 6 及び児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 8 条第 2 項により市町村等の他機関に依頼することができることを踏まえ、通告窓口が面前 D V 通告に関する振り分けを行い、振り分けられたそれぞれの機関が安全確認調査等初期対応を行えるような法制度の仕組み、児童相談所と市町村の間の共通のガイドライン等の策定による共通認識の醸成、児童相談所の市町村担当支援児童福祉司による連携・協働する体制づくりなどにより、児童相談所と市町村の間の初期対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。
- ・国において、面前 D V 通告への対応に関する市町村、児童相談所におけるガイド ラインの策定、活用方法等を示す。

④ リスクアセスメントシートの見直し

・市町村、児童相談所が市町村送致等の際に活用することとして作成されているリスクアセスメントツールについて、市町村、児童相談所がより実践的に活用できるものに見直す。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化(再掲)

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む 地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進する とともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン 等を策定する。
- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

(3) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

・市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進めるため、 システム整備に当たって必要なガイドライン等の策定を行うなど、国において必要 な支援を行う。

(4)児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外 の相談と番号を分けるよう見直す。

本ワーキンググループでは、通告窓口を都道府県に1箇所に集約すべきという意見もあったことから、上記(1)~(4)の取組状況等を踏まえ、行われた通告に対して確実に適切に対応するためのより効率的かつ効果的な方策について引き続き検討する。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策 (現状・課題)

児童相談所の職員については、平成28年改正法に基づき、2017年4月より児童福祉司(指導及び教育を行う児童福祉司(以下「スーパーバイザー」という。)を含む。)について、国の基準に適合する研修の受講の義務づけたほか、スーパーバイザーについて、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない旨を法律上規定した。

また、児童心理司及び医師又は保健師の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う旨を規定した。

市町村の体制については、2017 年4月から市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について専門職の配置の義務づけ、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務化を行った。

平成 28 年報告書において、子ども家庭支援に当たる職員の専門性向上は重要な課題であるが、研修を受講しただけでは研修が身についているかが判断されておらず、その技能がある職員かどうかは外部からわかりにくい状況だったこと等を踏まえ、

- ・子ども家庭支援に当たる指導的職員の専門性を向上させるととともに、その能力を客 観的に明確化する観点から、子ども家庭福祉に関する専門の相談員として新たな公的 資格を創設することを検討すべき、
- ・資格については、関係学会が中心に検討すべき

との指摘がされている。

緊急総合対策においては、現行の児童相談所強化プラン (2016 年度~2019 年度) を見直し、2019 年度~2022 年度において、児童福祉司の配置標準を見直し、約 2,000 人程度の増員を図ること、児童心理司等の児童相談所の職員の増員等に加え、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進等のほか、児童相談所・市町村における専門性の強化などの体制強化を行うことが盛り込まれている。

なお、平成30年10月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの 検討

という指摘がされている。

(主な議論)

本ワーキンググループでは、現状・課題で示された指摘も踏まえ、緊急総合対策で児童福祉司等を増員していく中、児童福祉司等の児童相談所職員の資質向上を図るための方策や、地域としての対応力を高めるための市町村職員の資質向上を図るための方策等について議論を行った。

①児童相談所の職員の資質の向上については、

- ・都道府県ごとに採用計画・人事計画に関するビジョンを持つことが重要
- ・社会福祉士や精神保健福祉士などの既にある国家資格を活用すべき
- ・児童福祉司の任用資格については、働いてから資質の有無が分かることが多いため、 できるだけ間口を広くするべき、また、国家資格が基礎にない職員についても、相 談業務に従事したことなどの実務経験等をベースに考えるべき
- ・児童心理司の配置標準について法令に定めるべき

等の議論があった。

また、

・弁護士、医師について常勤配置を義務づけるべき

という意見があった一方、

・専門的な観点を踏まえたケースワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的 に相談・支援が受けられる体制整備が重要

との意見があった。

スーパーバイザーについて、

・客観的な資質の向上に資するよう、既存の国家資格とは別に新たな子ども家庭福祉のソーシャルワークに関する資格を創設し、資格を取得した人のみをスーパーバイザーとすべき。その際の待遇改善などのインセンティブも必要

という意見があった一方、

- ・新たな資格を作っても定着するには時間がかかる上、子ども分野だけの資格を作っても取得する人はおらず、子ども家庭福祉だけに特化した資格化には反対
- ・児童相談所の職員は異動による行政機関内の任用が前提とされていることを踏まえ、 行政組織内でのステップアップなどの資質向上の方策を検討すべき、また、児童相 談所内のみならず、行政組織全体での人事異動も含めたキャリア形成を考える必要 がある

という意見があった。

また、

・スーパーバイザーの資質向上の観点から、現行の要件だけではなく、より幅広い経験を積んだことを評価する仕組みや研修の修了要件を課すこと等の資質向上策も 検討すべき

等の議論があった。

- ②市町村の職員の資質向上については、
 - ・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の資質の向上が必要
 - ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の促進による職員の質・量の向上を図ることが必要

といった意見のほか、

- ・市町村にも児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材の配置の義務化が必要という意見があった一方、
- ・全ての市町村に児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材を配置することは困難。 児童相談所による市町村支援等を組み合わせて、ともに地域における対応力を上げ る取組が必要

等の意見があった。

(目指すべき方向性)

児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、それぞれの資質向上が必要である。児童相談所、市町村の職員の増員といった量的な整備と併せて、質の向上も進める必要がある。体制整備については、緊急総合対策に基づき人員体制の強化とそれに必要な財政措置を講ずることが求められる。

その際には、地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を 図りながら専門性を高める取組を推進することも必要である。

子ども家庭相談を担う人材、特にスーパーバイザーに関しては、実務経験や専門性を十分に有する人材を養成する必要があり、専門職としての自覚と責任を持った人材の確保が必要である。こうした資質について客観的に把握できるようにするための枠組みとして資格化等について議論を行ったが、求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討する必要があることから、資質を把握するための具体的な要件として、その手法やどのような実務経験を求めることとするか、義務研修の位置づけやあり方についてどのように考えるか、新たな子ども家庭福祉のソーシャルワークに関する資格の創設を行うのかどうか等引き続き検討が必要と考える。このため、こうした引き続き検討が必要な事項について、確実に検討を進めるとともに、国、都道府県及び市町村においては、まずは以下のような取組を進めるべきである。

(対応)

- (1)児童相談所の専門性向上のための体制整備
 - ① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制の強化
 - ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。
 - ② スーパーバイザー要件の資格創設も含めた専門職化に向けた検討委員会の設置
 - ・ スーパーバイザーの専門職化の必要性は高く、そのプロセスについては引き続き、専門の検討委員会を設置し、新たな国家資格化も含めた検討を行う。
 - ・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定すると ともに、研修受講を任用要件とする。
 - ・スーパーバイザー要件について、児童福祉司としての業務経験おおむね5年以上 及び上記要件に加えて、求められる要件について引き続き検討する。
 - ③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化
 - ・児童福祉司、児童相談所長の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。
 - ④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定
 - ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。
 - ⑤ 法的・医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士・医師等と共に対応できるような体制強化
 - ・児童相談所において法的・医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所において、弁護士の常勤配置を必須にすると共に、自治体に配属される

常勤医師の確保策や活用方法について一定のガイドラインを示す。

(2) 市町村の専門性向上のための体制整備

- ① 要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上(再掲)
 - ・緊急総合対策に基づく要保護児童対策地域協議会の調整担当職員について、専門 職の配置を促進するための措置を講ずる。
 - ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、 児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り 方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。
 - ・国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定 する。

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進(再掲)

- ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例 を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しや すい環境を整備する。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に設置 する場合の要件やモデルを示すことによる設置促進を図る。

4 子どもの権利擁護に関する仕組み等

(子どもの権利擁護に関する仕組み等について)

平成 28 年改正法において、2016 年 10 月より児童福祉審議会については、関係行政機関に加えて、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができる旨規定した。

また、平成30年10月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

・都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議できる仕組みの活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

という指摘がされている。

本ワーキンググループにおいて、

- ・子どもの声を十分に反映させるためのアドボケイト制度の創設が必要
- ・乳幼児も含め子どもの声を代弁し届け、子どもの最善の利益を実現するアドボケイ ターが必要
- ・児童福祉司が子どもの権利を守ることが必要。

との意見があった。

また、子どもの権利を守る観点から、協同面接について、

・協同面接において、司法や警察が行った資料を児童相談所も適切に活用できるよう にすることや、新たな機関創設による連携強化が必要

との意見があった。

このため、

- ・児童虐待を受けた子どもなどが自ら意見を表明できる機会を確保するため、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く枠組みを構築し、全国展開を図る
- ・国においては、ガイドラインの作成・モデル実施等を行い、全国展開に向けた取組 を行う
- ことが必要である。

宮島委員

WGとりまとめ素案についての意見

2018年12月7日 日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

1 素案の内容について、委員会での議論がなされる前に、報道各社が報じるに至ったことはとても残念である。

しかし、この経過と報道された内容(別添資料1参照)から、素案のままでは、読み手に誤解が生じてしまう(今までの議論が適切に反映されないかたちで受けとられてしまう)恐れがあることが明らかになったとも言える。

この観点から、幾つかのことを申し上げたい。

ア 11月30日のNHKの報道で、「児童相談所の在り方に関する報告書の素案をまとめました。」と記述されたことをはじめとして、他の報道機関の報道でも児童相談所の対応についてのみ取り扱った報告書であるかのように報じられた。

実際の議論は、児童相談所の業務のあり方等を含めた、市町村・都道府県における子ども家庭支援体制の強化等に向けた取組みについて話合われたのであり、「地域でソーシャルワークが展開されるようにする」ことが重要であり、児童相談所のみならず市町村における対応や体制整備が重要であるという認識が共有されて来たものと理解している。

具体的な内容でも、第3回の議論で、副委員長から、市町村の重要性を鑑みて提案がなされたが、緊急総合対策会議の記述については関係閣僚会議の合意であり決定済のものであることから記述の順序を変えることはできない旨の説明が事務局からあったことや他の委員から、社会的養育の都道府県計画の策定にあたって市町村が計画に主体的に参加してもらうような位置づけとすべきだったと考える旨の発言があったことなどを振り返ることができる。

これらを踏まえれば、このワーキングとしては、報告書の提出先である厚生労働大臣のみならず、報告書を読む関係者各位が、諮問があった内容の全体像や議論で合意された方向性を適切に理解していただけるように、現状より更に踏み込んだかたちで、市町村や地域における支援の重要性に重点があることが分るように記述する必要がある、或いは、少なくとも、記述した内容やその強調点が誤解なく受け取れられるような、表記上の工夫等をする必要であると考える。

イ 同様に、各社の報道にあたり、「介入」と「支援」という言葉が多用されており、 且つ、それぞれがどのような内容を意味するのかが曖昧なまま使用された。これは委 員会でも起こってきたことでもあり、議論を進める中でも、特に「介入」の意味する ものについて、各委員の理解や使用例の内容を確認するやりとりがあったことを振り 返る。

この点は、本日の委員会で示された取りまとめ案では、何か所の記述において未整理な記述があるように思われる。

この報告書では、読み手に与える混乱が最小限ですむように更に精査し、「介入」

や「支援」についての理解の混乱が拡大し、現場における業務の在り方の混乱や体制 のあり方の混乱にまで拡がらないように十分配慮する必要がある。

なお、この場合の用語の使用については、社会保障審議会児童部会に設けられた検討会であることも踏まえて、社会福祉で通常使用されている用例を前提とした上で、 適切に選択する必要があると考える。

具体例 ・2頁「これまで、児童相談所では、保護者と子どもを分離し、保護する

という介入的な機能(以下「危機介入機能」という。)から、子どもや保護者を含めた家庭のニーズに沿って包括的に支援していくという機能(以下「支援機能」という。)までの全ての機能を担ってきた。」
→提案 「これまで、児童相談所では、子どもと家族の状況を把握し、特に危機的な状況の有無を確認し、(以下「危機介入機能」)、必要に応じて保護者と子どもを分離し、子どもの安全を確保するという機能(以下、「保護機能」という。)から、子どもと保護者を支えるとともに、それぞれのニーズを明らかにし、これに応じた包括的な支援を関係者・機関と共に展開して行く機能(以下「支援機能」という。)までの全ての機能を担ってきた。」

趣旨:①「危機介入機能」には状況の把握が含まれる。また、「保護機能」を明確にする 必要がある。これを明確にしておかないと、児童相談所が「危機介入機能」を 非常に限定的に捉えてて運用するということに繋がりかねない。

- ②「支援機能」の説明は、社会福祉において現在一般的に受け入れられている内容 を反映したものにすることが望ましいと考える。
- ・3頁「特に、危機介入機能について十分対応できていない児童相談所が あるという指摘も踏まえ、支援ができなくなることを危惧するために介 入を躊躇することをなくすためにどのような体制や対応等が必要かにつ いて議論を行った。|
 - →提案「特に、危機介入的な関わりにおいて十分な対応ができておらず 適切に保護機能を果たせていない児童相談所があるという指摘も踏ま え、保護者との支援関係を結ぶことや維持することができなくなること を危惧するために子どもの最善の利益を考慮した踏み込んだ対応を行う ことを躊躇するというようなことをなくすためにどのような体制や対応 等が必要かについて議論を行った。」に改める。

趣旨:文意に曖昧さが残るので、より明確にする。特に、関わりながら(社会福祉でいう 「介入」を行いながらも、その内容が不適切であり、必要な保護ができていないというご指 摘を明確に反映したものとする。また、子どもの最善の利益の考慮した対応ということを明 確にする。

・3頁「危機介入機能と支援機能は並行して行う必要があることから・・」 →提案「危機介入を含む保護機能とその他の支援機能は、子どもの権利 擁護を図ることを基盤として、平行して行う必要があることから・・」

趣旨:支援機能が、「受容的なもの」「治療・教育的なもの」「サービス斡旋的なもの」のみであるかのように誤解されている。これの解消が意図されなければならない。また、例

示したような関わりにおいても子どもの権利擁護の視点が重要であることが示される必要がある。

- 2 児童相談所業務の内、民間委託が可能な業務の委託を推進することには賛成だが、現 在の例示の仕方では、重大な誤解が生じる恐れがある。内容を精査し、丁寧に記述する 必要がある。(5頁)
 - ア 「受付業務」・・相談援助におけるインテーク業務を民間委託することが望ましい ことであるかのように受け取られてしまう恐れがある。これは、会議で交わさ れた議論のとは方向性が異なり、望ましくない。通告を初期対応につなげるた めの電話での聞き取りなどを含むように理解されかねない。「電話案内」「受付 案内」等に置き換えてはどうか。
 - イ 「安全確認業務」・・通告内容を児童相談所が十分検討し、通告があった旨を告知し、行政機関としての権限行使として児童の状況の把握と安全確認を行うという実施方法をとるよりも、児童相談所の責任のもとで、子育て支援を担う民間団体や機関等によるサービスにつなげるためのアプローチによることが望ましいと判断される場合に、これらの団体や機関に委託するとすべきである。現在の記述では、「安全確認業務」の民間委託が無制限に広がってしまう恐れがある。これも会議の議論の経過や内容に照らして望ましくない。注等が必要である。
- 3 <u>この検討会での議論は、児童福祉司や児童心理司を中心とした児童相談所の実践力をいかに向上させるかと市町村で子ども家庭福祉を担当する職員・組織の実践力をいかに向上させるかが中心的なテーマのひとつであった。</u>

そして、特に、児童相談所の調査、アセスメント能力の向上を図り、子どものいのちと安全を優先した対応を確実に行い、同時に、子どもの権利擁護を基盤とした支援の全体を見渡した上でケアプランを立て、当事者と様々な関係者・機関の参加を得て包括的な支援を展開できるようにするようにする必要があることが議論された。

しかし、このために、子ども家庭福祉に特化した新たな資格の創設ということが、効果的であり、現実的であるとは到底思えない。少なくとも、様々な問題を俄かに解消できるかのような特効薬ではないことは明白である。

なぜ、そのように考えるかという理由については、前4回会議までに書面で提出した 意見やそこでの発言で繰り返し述べてきたので、ここでは、繰り返さない。また、それ では何も変えなくてよいのかという批判に対しては、社会福祉士や精神保健福祉士の有 資格者の比率を上げることの必要を述べ、市町村での福祉職採用を拡げるための論点な どを提示してきたこと、また、スーパーバイザーの力量を高めるために認定の仕組みを 導入することの案を、具体化のためにはさらなる作業が必要であることを自らも認める ところではあるものの、提案して来たことを持って、予め「当たらない」旨を申し述べ ておきたい。

なお、市町村と児童相談所のソーシャルワーク人材の確保と育成は、両機関だけの範囲での人材の確保と育成に留まらず、児童福祉施設、母子保健、保育、学校、医療、司法など、公私における幅広い領域・機関で、子ども家庭福祉を担うためのソーシャルワーカーの確保と育成を図るという全体的な計画の中に位置づける必要があると考える。しかも、それは、子ども家庭福祉の領域を越えて、生活課題を抱えるこの国の様々な人々の幸福を地域社会の中で実現するためのソーシャルワーク人材を確保し育成するという計画の中に位置づけることが、効果的であり現実的であると考える。

別添2は、委員長あてに複数のソーシャルワーク専門職団体の長とソーシャルワーカーの養成を担う学校が加盟する団体から提出された「児童福祉司に関する国家資格等の専門資格創設に反対する意見」の写しである。本ワーキンググループとすれば、むしろ、ここに記され、現在進められているとされている養成カリキュラムの見直しにあたって、児童虐待等に対応する内容を十分も盛り込むことなどを要望することこそ必要であると考える。

補足: とりまとめ案の中に、一部「ケースワーク」という用語が見られる。児童虐待 の事案の複雑さや困難さを踏まえれば、個別の対象者に一機関のみで対応できるよう な案件はない。記述を改め「ソーシャルワーク」という用語に統一すべきである。

虐待通報 面談拒否は弁護士などに協力要請 社会保障審議会素案 NHKニュースWEB 2018年11月30日 4時28分

虐待が疑われる通報が増加する中、緊急性が高いケースでは子どもを確実に保護する必要があるとして、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会は、面談を拒否された場合は、児童相談所が弁護士や警察官のOBに協力を求めて対応にあたるべきだとする報告書の素案をまとめました。

ことし3月、東京・目黒区で、5歳の女の子が両親からくり返し虐待を受けて死亡した事件では、香川県から引き継ぎを受けた東京の児童相談所が、家庭訪問をしたものの面談を拒否され、女の子の姿を確認できていませんでした。

これを受けて、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会のワーキングチームは、児 童相談所の在り方に関する報告書の素案をまとめました。

それによりますと、緊急性が高いケースでは、子どもを確実に保護する必要があるとして、 面談を拒否された場合は、児童相談所の職員だけではなく、法律の専門知識を持つ弁護士や 警察のOBに協力を求めて対応にあたるべきだとしています。

さらに、児童相談所に配置され、相談や調査にあたる児童福祉司が、保護者が引っ越ししたとしても、引っ越し先の市町村に確実に情報を伝えるなど、市町村と児童相談所の連携を強化すべきだとしています。

ワーキングチームは来月上旬にも報告書をまとめ、厚生労働大臣に提出することにしています。

<厚労省WG素案>児相の介入機能を強化 虐待死防止へ 毎日新聞 12/1(土) 7:00 配信 ◇体制整備の計画策定を自治体に義務づけ

児童虐待防止に向け、児童相談所(児相)の機能強化策などを盛り込んだ報告書の素案を、厚生労働省の社会保障審議会ワーキンググループ(WG)がまとめた。虐待死を防ぐため、親から子どもを引き離して保護する児相の介入機能を強化することが柱で、児相を置く都道府県や市に対し、介入専門の部署設置など体制整備の計画策定を義務づける。7日のWGで公表し、年内に最終案をとりまとめる。【横田愛】

WGでは、東京都目黒区で船戸結愛(ゆあ)ちゃん(当時5歳)が虐待され死亡したことを受けた政府の緊急総合対策で積み残した点について議論してきた。

虐待が疑われる家庭に対し、児相は、子どもを保護する介入機能に加えて、将来的に子どもを家庭に戻すために親を含めて支援する機能を併せ持つ。しかし結愛ちゃんのケースなど、親との関係がこじれることを懸念して十分な介入ができていないとの指摘があった。

素案では、必要と判断した場合に児相がためらわずに介入できる体制整備のため、(1) 介入と支援の部署を分ける(2)介入と支援は別の職員が対応する(3)介入の際に弁護士 や警察官OBを活用する——ことなどを検討した上で、計画を策定するよう求めた。

2017年度に13万件を超え、増え続ける児童虐待通告への対応も課題だ。児相の全国

共通ダイヤル「189 (いちはやく)」を虐待通告に特化したダイヤルに改め、子育て相談などは別の電話番号を設けるべきだとした。通告の中で、子どもの前で配偶者に暴力を振るう「面前ドメスティックバイオレンス (DV)」の件数が増えて業務を圧迫している。そのため、国に面前DVの通告を受けた後の対応指針も策定するよう求めた。

一方、児相職員の資質向上では、相談・支援を担う児童福祉司に助言するスーパーバイザーの国家資格化も検討されたが、要件や客観的な評価方法が定まっていないとして「引き続き検討」とするにとどめた。

<u>虐待防止で児相介入強化、各県に計画策定要求へ</u>社保審 朝日新聞 浜田知宏 2018 年 12 月 1 日 18 時 36 分

児童虐待の防止策を検討している社会保障審議会(厚生労働相の諮問機関)のワーキング グループは、児童相談所(児相)が強制的に子どもを保護する「介入機能」の強化に向けて 都道府県に計画策定を求める報告書素案をまとめた。介入機能の強化により、虐待の深刻化 を防ぐ狙いがある。7日の会合で素案を示し、年内に正式な報告書としてまとめる予定だ。

3月に東京都目黒区で5歳児が虐待で死亡したとされる事件では、児相職員らが家庭訪問したが、母親から面会を拒否された。

また、一般的に児相が介入を躊躇(ちゅうちょ)する理由として、介入によって保護者との関係がこじれ、その後は保護者の相談にのるなどの「支援」ができなくなることへの危惧が指摘されている。

ワーキンググループはこうした状況を踏まえ、「支援」と「介入」の機能を児相がどう担 うべきかを検討してきた。

素案では具体策として、介入と支援で部署や担当職員を分けることや、介入の際の弁護士・元警察官の活用などを挙げ、都道府県が体制整備のための計画を策定するべきだとした。 児童福祉司の研修は、介入機能に重点を置いた内容とする必要性も指摘した。

素案には、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直しも明記。現在は「189」で 虐待通告に加えて子育て相談などにも対応しているが、虐待通告を中心に受け付けるよう にする。虐待以外の相談には別の電話番号を設ける。

また、都道府県と政令指定市に義務付けている児相設置を、中核市や特別区にも広げるべきかが検討課題になるとした。(浜田知宏)

報告書素案の骨子

- ・児童相談所が躊躇なく介入できるよう体制を整備
- ・「介入」と「支援」で部署や担当職員を分け、介入の際は弁護士や元警察官を活用
- ・児童福祉司の研修は介入機能に重点
- ・児童相談所の業務についての第三者評価の仕組み創設
- ・中核市や特別区の児童相談所設置の義務化は検討課題
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」は虐待通告を中心に受け付ける。

2018年12月5日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の 強化等に向けたワーキンググループ 座長 山縣 文治 様

> 公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久 公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一惠 特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

児童福祉司に関する国家資格等の専門資格創設に反対する意見

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を 表します。

私たちは、社会福祉士、精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職で組織された団体、及び全国のソーシャルワーク教育学校で組織された団体です。

さて、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」(以下、「WG」という。)が設置され、「児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策」についても検討されています。4回に亘って開催されたWGでは、児童相談所におけるスーパーバイザー及び児童福祉司に関する専門資格創設について、賛否両論の意見が述べられています。

私たちは、これまで2015年9月、同年11月に2回、2018年7月、と4回に亘って児童福祉司等の国家資格化について見解を発表しているところですが、改めて児童福祉司の専門資格創設には反対であることを強く表明します。

児童福祉司及びスーパーバイザーの専門性の向上は当然必要ですが、そのための方法として、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用し、これらの国家資格の所持を児童福祉司の任用要件とすべきです。

子ども家庭福祉を担う専門職には、子どもや家庭を取り巻く広範囲な課題を分析し、積極的に介入していくことができる専門的な力量が必要です。社会福祉士や精神保健福祉士は、このような幅広い問題に対応する知識、技術を持ち、問題解決に向けて介入する専門職です。

そして、児童福祉司の任用区分の一つである社会福祉士の比率は 23%(2012 年)から 41% (2018 年)、精神保健福祉士の比率は 11%(2018 年)と、自治体での採用・活用は着実に進展してきています。

今求められているのは、新たに専門資格を創設することではなく、社会福祉士や精神保健福祉士の効果的・効率的な活用を促進し、専門的知識や技術の向上に必要な研修を充実することです。また、2017年度から「児童福祉司」及び「児童福祉司スーパーバイザー」への研修が義務化されており、まずは、その効果を測定し、評価することが必要です。

2018 年 3 月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会で取りまとめられた「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められている役割等について」では、社会福祉士が担う今後の主な役割として、「『地域共生社会』の実現に向けて、①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や②地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築」を挙げており、そのために現在、養成カリキュラム等の見直しが行われています。

以上のことから、児童福祉司等に関する個別の専門資格を創設することよりも、可及的速やかに養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上と、更なる活用の促進を図り、さらには、これらの社会福祉士及び精神保健福祉士が、その専門性を活かしながら積極的に介入することができる環境を整備し、子どもたちが子どもらしく生活する権利を守っていくことが必要であると考えます。